

Ⅰ平成23年第1回定例会において策定及び改正された条例から

第1回定例会において、3条例が新規に策定され、21条例が改正されました。以下に、その主なものを掲載します。

①一部変更「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」

行政委員の職務の性質及び職質を踏まえつつ、勤務実態を反映することができる報酬体系とするため、月額及び日額の併用により報酬を支給するよう改められました。

(主な改正内容) ・行政委員の報酬について、月額は現行月額に1/3を乗じて得た額に改め、日額は21,000円とする。
・今回の見直しにおいて、月額報酬については、現行の月額の1/3としているため、日額報酬については、常勤委員の報酬月額の上限663,000円に2/3を乗じたうえで、
常勤職員の平均勤務日数(21日)で除した額を参考としています。
 $663,000円 \times 2/3 \div 21日 = 21,047.6 \Rightarrow 21,000円$

	教育委員会		選挙管理委員会		人事委員会		労働委員会		
	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	会長	公益委員	労使委員
岐阜県 (平成 22年11月現在)	189,200	163,400	189,200	163,400	189,200	163,400	189,200	163,400	146,200
静岡県 (平成 22年11月現在)	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 35,400
愛知県 (平成 22年11月現在)	359,000	320,000	359,000	320,000	359,000	320,000	359,000	325,000	291,000
三重県 (平成 23年3月まで)	227,000	196,000	196,000	172,000	196,000	172,000	196,000	177,000	172,000
三重県 (平成 23年4月から)	月額 76,000	月額 65,000	月額 65,000	月額 57,000	月額 65,000	月額 57,000	月額 65,000	月額 59,000	月額 57,000
	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000



	監査委員		収用委員会		海区漁業調整委員会		内水面漁場管理委員会		公安委員会	
	委員	議員	会長	委員	会長	委員	会長	委員	委員長	委員
岐阜県 (平成 22年11月現在)	202,100	133,300	94,600	86,000	—	—	日額 15,000	日額 13,000	189,200	163,400
静岡県 (平成 22年11月現在)	※1 —	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400	日額 38,900	日額 35,400
愛知県 (平成 22年11月現在)	499,000	165,000	277,000	228,000	95,900	78,400	78,400	64,900	359,000	320,000
三重県 (平成 23年3月まで)	227,000	172,000	88,000	74,000	120,000	105,000	65,000	55,000	214,000	184,000
三重県 (平成 23年4月から)	月額 76,000	月額 57,000	月額 29,000	月額 25,000	月額 40,000	月額 35,000	月額 22,000	月額 18,000	月額 71,000	月額 61,000
	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000	日額 21,000

※1 静岡県の監査委員の内、委員は常勤

②新規「三重県子ども条例」

◎三重県子ども条例案

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資するためつくられました。(平成23年4月1日から施行)

【主な制定内容】

- (1) 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて基本理念を定める。

(2) 県の責務について、次のとおり規定する。

①子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定、実施

②様々な主体が行う取り組みへの支援

(3) 保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにする。
- (4) 施策の基本となる事項について、次のとおり規定する。

①子どもの権利について学ぶ機会の提供

②子どもの意見表明機会の拡充、意見の尊重

③子どもの主体的な活動への支援

④子どもの育ちを見守り支える人材の育成等様々な主体による活動の促進に向けた環境整備

(5) その他、子どもからの相談への対応、広報及び啓発、調査、年次報告について規定する。